

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）

被相続人	
特例事業相続人等	

この明細書は、租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に、その特例受贈事業用資産の明細を記入します。

相続等により取得した個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2の2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産に係る事業

① 屋号		② 業種名		⑤ 円滑化法の確認 の状況	確認年月日	年 月 日
③ 受贈年月日	年 月 日	④ 相続開始の時にける 常時使用従業員数	人		確認番号	

2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細

この欄は、租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産のうち、この特例の適用を受けるものについて記載します。なお、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等 ((4)に該当するものを除きます。)

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	d bのうち、特例の適用を受ける宅地等の面積	e dに係る価額 (c×d/b)
	㎡	円	㎡	円
f 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額				イ 円

(2) 建物 ((4)に該当するものを除きます。)

a 所在場所	b 面積	c 調整価額
	㎡	円
d 特例の適用を受ける建物の価額の合計額		ロ 円

(3) 減価償却資産 ((4)に該当するものを除きます。)

a 名称	b 所在場所	c 面積	d 調整価額
		㎡	円
e 特例の適用を受ける減価償却資産の合計額			ハ 円

(4) 受贈宅地等に係る買換資産

(注) この欄は、受贈宅地等の譲渡をした場合において、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受け、その譲渡の対価により取得した買換資産がある場合に記載します。

なお、「買換資産」には、その買換資産に係る買換資産も含まれます。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 贈与時の価額
	㎡	円

② 受贈宅地等に係る買換資産に関する事項

d 種類等	e 所在場所	f 調整割合適用前の価額
		円
g 調整面積 (b×f/c)	h gのうち特例の適用を受ける面積	i 調整価額
	㎡	円
		j 特例の適用を受ける買換資産の 価額 (i×h/g)
		ニ 円

4 特例事業用資産の価額 (イ+ロ+ハ+ニ)

A 円

※税務署整理欄	入力	確認	
---------	----	----	--

※の項目は記入する必要がありません。

《 書 き か た 等 》

1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄

- (1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。
- (2) ④欄の「常時使用従業員数」は、第8の6表の付表1の裏面の《書きかた等》の1(2)を参照してください。
- (3) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

2 「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」欄

- (1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。
- (2) 相続開始の時までに譲渡等をしたことにより、現に所有していない受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。

3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄

- (1) 「(1) 宅地等」欄について
イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3(1)欄の記載に基づき記載してください。なお、当該宅地等が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、(1)欄に記載せず、(4)欄に記載します。
ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2(2)欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
- (2) 「(2) 建物」欄について
「第11の3表」の3(2)欄の記載に基づき記載してください。なお、当該建物が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、(2)欄に記載せず、(4)欄に記載してください。
- (3) 「(3) 減価償却資産」欄について
「第11の3表」の3(3)欄の記載に基づき記載してください。なお、当該減価償却資産が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、(3)欄に記載せず、(4)欄に記載してください。
- (4) 「受贈宅地等に係る買換資産」欄について
イ a及びb欄は、「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」①欄に記載した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記載します。
ロ ②欄のdからf欄は、「第11の3表」の3(1)から(3)欄の記載に基づき記載してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記載し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記載してください。
ハ h欄の「gのうち特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2(2)欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

4 「特例事業用資産の価額」欄

- A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2の2」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。